自治会・町内会に入って住みよいまちに
京都市は、自治会・町内会を応援しています

税のおはなし

固定資産税が急に高くなった理由は？

一般的に次のような理由が考えられます。

●家屋の新築減額適用期間の終了

●居住用家屋の取り壊し（滅失後更地、貸ガレージ又は事業用家屋へ）

●家屋の用途変更（居住用家屋から事業用家屋へ）

最近、増えてきている町家ステイ（一棟貸し等）なども用途変更になります。

●土地の地積更正などによる課税地積の増加

●家屋の新築・増改築など

所有者（代理人は委任状が必要）が、本人確認書類を持参し、物件の所在する区役所・支所の固定資産税担当課の窓口にお越しいただければ具体的に説明させていただきます。

問合せ　課税課固定資産税担当（☎561・9378）

すこやかさんの健康教室

～集団健診で健康チェックしましょう～

今年度も集団健診を各学区の会場で実施します。この会場では胸部（結核・肺がん）検診・大腸がん検診と京都市国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者等の方を対象とした特定健康診査を実施します。

さらに、がん検診の受診機会を増やすため、40歳以上の区民の方を対象に、区総合庁舎で、胃と大腸がん検診も実施します。

集団健診の日程などは次のとおりです。

集団健診の日程

月日・曜日	時　間	学　区	会　場
5月7日(木)	B	有済	元有済小学校
5月14日(木)	A	貞教	元貞教小学校
5月21日(木)	A	今熊野	元今熊野小学校
5月28日(木)	A	月輪	元月輪小学校
6月4日(木)	A	一橋	東山泉小中学校西学舎（元一橋小学校）
6月11日(木)	B	新道	元新道小学校
		弥栄	
9月3日(木)	B	六原	東山区役所
9月10日(木)	B	清水	東山区役所
9月17日(木)	B	修道	白河総合支援学校東山分校
9月24日(木)	B	粟田	元白川小学校

A　午前10時～11時半　午後1時半～3時
B　午後1時半～3時

集団健診

1　胸部（結核・肺がん）検診・大腸がん検診

①結核検診（15歳以上、無料）、②肺がん検診（40歳以上、無料。問診の結果、喀痰細胞診が必要とされた方は千円）、③大腸がん検診（40歳以上、300円）

※65歳以上の方は、感染症法により、年1回の結核検診を受けることが義務づけられています。

問合せ　保健センター健康づくり推進課　成人保健・医療担当（☎561・9128）

2　特定健康診査等（40歳以上）

集団健診の会場で、京都市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者、生活保護受給者の方を対象に、身体計測・血圧測定・血液検査等の特定健康診査を実施します。

問合せ　【京都市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方】市保険年金課（☎213・5862）、【生活保護受給者の方】市保健医療課（☎222・3419）

胃がん・大腸がん検診

対象　40歳以上の区民の方（ただし、胃がん検診は過去に胃の手術を受けられた方及び妊娠中の方は受けられません。）

実施日時　5月中旬～6月中旬（午前）

※詳細な日程は申込み後に連絡します。

場所　区総合庁舎1階ロビー

内容・費用

◆**胃がん検診**

バリュウム服用によるX線間接撮影　千円

◆**大腸がん検診**

問診・検便（便潜血検査）300円

※いずれも免除制度あり。

申込み　保健センターニュースと共に配布された専用はがき・郵便はがきまたは封書に①郵便番号②住所③学区④氏名（ふりがな）⑤生年月日（年齢）⑥性別⑦電話番号⑧希望検診名（胃のみ・大腸のみ・両方）を記入し、京都予防医学センター（〒604・8491　中京区西ノ京左馬寮町28）へ郵送。5月1日（金）当日消印有効。

問合せ　保健センター健康づくり推進課　成人保健・医療担当（☎561・9128）

老人医療費支給制度について

65歳から69歳までの健康保険の自己負担を軽減する老人医療費支給制度について、平成27年4月から自己負担割合が、また平成27年8月からは対象要件が変わります。制度の適用を受けるには、申請が必要です。申込み、問合せは区福祉介護課まで。

【対象となる方】

65歳以上70歳未満で、次の①または②の世帯の方（ただし、昭和25年8月2日以降にお生まれの方は①の世帯に限る。）

①所得税が課税されていない世帯

②寝たきり、一人暮らし又は同居者が親族のみで、全員が60歳以上、18歳未満又は一定の障害者の世帯

※所得制限があります。

※適用は申請月の初日からになります。

※平成26年度に実施していた70歳に到達された方を対象とする「臨時的な激変緩和措置」は平成26年度末をもって終了しました。

【支給内容】

健康保険の自己負担分から一部負担金を差し引いた額

【一部負担金】

2割※（一定以上所得者の方は3割）

※平成27年4月診療分から一部負担金が1割から2割になりました。

問合せ　区福祉介護課福祉担当（☎561・9182）

お楽しみクイズ

紙面の掲載内容に関するクイズです。

正解者の中から抽選でトラフィカ京カード千円分をプレゼント！

【今月のクイズ】

「東山で何か活動してみたい！」という方が集まって、思いを語り合い仲間を見つけて活動する場。

「○○○○○○○○@東山」

応募方法　①お名前②年齢③ご住所④電話番号⑤クイズの回答⑥本紙への感想をご記入いただき、ハガキまたはメールにて受付。

応募先

【ハガキの場合】

〒605・8511（住所記載不要）東山区役所地域力推進室「こちら東山」係まで

【メールの場合】

件名に「こちら東山　クイズ応募」と明記の上、higashiyama-somu@city.kyoto.jpまで

応募締切　6月14日（日）まで（ハガキの場合は当日消印有効）

高等職業訓練促進給付金等事業について

２資格を対象に追加しました（視能訓練士・言語聴覚士）

本市では、ひとり親家庭の親の就業に向けた能力開発のために高等職業訓練促進給付金等事業を実施しています。

資格取得のため、法令の定めによる養成機関で2年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中（上限2年。ただし、平成23年度以前の入学者は上限なし。平成24年度入学者は上限3年。）に給付金を支給します（所得制限あり。）。

対象者　市内在住の母子家庭の母又は平成25年度以降入学者である父子家庭の父

対象資格　看護師（准看護師を含む。）、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、言語聴覚士

支給額

●市民税非課税世帯：月額10万円の給付金及び5万円の修了支援給付金

●市民税課税世帯：月額7万5百円の給付金及び2万5千円の修了支援給付金

申請方法　区支援保護課へ受講開始後に申請してください。

注意事項　申請を受け付けた日の属する月以降の分から支給となります。また、定期的に在籍証明書などの提出が必要となります。

問合せ　区支援保護課支援第一担当（☎561・9350）

区内の主な催し

（4月15日～5月14日）

〈5月〉

◆**新熊野神社例大祭**＝5日（火・祝）正午～午後4時（新熊野神社）

◆**例大祭地主祭り**＝5日（火・祝）（地主神社）

◆**若宮菖蒲祭**＝10日（日）（若宮八幡宮社）

◆**春季金比羅大祭**＝10日（日）（安井金比羅宮）

◆**新日吉祭**＝10日（日）正午～（新日吉神宮）